

徳島県住まいの省エネ改修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 徳島県住まいの省エネ改修費補助金（以下「補助金」という。）は、「カーボンニュートラル」の実現に資する住宅の省エネルギー性能の向上を図ることを目的として、既存戸建て住宅の断熱性能を向上させる改修工事に要する経費を対象に、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、徳島県補助金等交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 既存戸建て住宅

次のイ又はロのいずれかに該当する住宅をいう。

イ 既に人の居住の用に供した一戸建て住宅

ロ 建設工事の完了の日から起算して1年を経過した一戸建て住宅

(2) 専用住宅

居住のみを目的とした住宅をいう。

(3) 耐震性

新耐震基準（昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令第3章及び第5章の4に規定する基準をいう。）に適合し、又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準」（平成18年国土交通省告示第185号）に適合していることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、既存戸建て住宅に対して、別表1に掲げる高性能建材を用いた断熱改修工事（以下「補助事業」という。）を行おうとする次の各号のいずれかに掲げる者とする。

(1) 自らが常時居住するために住宅を所有する個人

(2) 自らが常時居住するために住宅を改修し当該住宅を所有しようとする個人

(補助対象住宅)

第4条 補助の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 徳島県内に存する既存戸建て住宅かつ専用住宅であること。

(2) 耐震性を有するもの（補助事業の完了までに、耐震性を有する改修工事が施工完了となるものを含む。）であること。

(3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないものであること。

(補助対象工事の要件等)

第5条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）の要件等は、別表2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補助の対象としない。

(1) 補助金の交付決定の前に着手した工事

(2) 本補助金の他に国からの補助金等を財源とする補助金の交付を受ける工事（工事の施工目的及び費用が、補助対象工事のそれと明確に区分できる工事を除く。）

(補助の対象経費)

第6条 補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として県が認める経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれか低い金額とする。

- (1) 別表3により算出した金額
- (2) 見積書による金額（うち玄関ドアの改修に要する費用は15万円を上限とする。）

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1の額（千円未満切り捨て）とし、その上限額は40万円とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、徳島県住まいの省エネ改修費補助金交付申請書（様式第1号）に、別表4に掲げる書類を添えて、知事が特に認めるものを除き、当該年度の1月31日（当該日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）までに知事に申請しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第9条 規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- (1) 補助事業の内容を変更（次年度に繰越すこととなったものを含む。）する場合には、補助金交付変更申請書（様式第2号）に別表5に掲げる書類を添付して提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止（廃止）する場合には、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行につき必要と認めて知事が指示した事項
- (5) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、その他の法令及び関連通知の定めによるほか、環境省が定める二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号）に定めるところによること。

(軽微な変更)

第10条 規則第5条第1項第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、補助事業の目的を変更しない程度の軽微なもので、補助金の申請額に変更を生じないものとする。

(完了実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象工事が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金

の交付決定日の属する年度（繰越の承認を受けた場合は、交付決定日の属する年度の翌年度）の3月31日のいずれか早い日までに、徳島県住まいの省エネ改修費補助金完了実績報告書（様式第4号）に、別表5に掲げる書類を添えて、知事に報告しなければならない。

（補助金の請求）

第12条 規則第12条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第5号）又は補助金受領委任払請求書（様式第6号）に、当該通知に係る通知書の写しを添えて、知事に補助金の請求をするものとする。

（補助金の交付）

第13条 知事は、前条の補助金請求書を受領した後に、補助金を交付するものとする。

（関係書類の整備）

第14条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他の補助事業の実施に関する書類を整備し、当該会計年度終了後5年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については取得財産を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

- 2 規則第17条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、規則第17条の規定により、知事の承認を得て財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供しようとする場合は、財産の処分を行おうとする日の60日前までに財産処分承認申請書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。
- 4 知事の承認を受けて財産を処分する場合には、補助金の全部又は一部を県に返還させることがある。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月6日から施行する。

別表2 補助対象工事の要件等（第5条関係）

ア 補助対象工事の要件

<p>1-1 改修する居室等と部位について</p>	<p>a 改修する部位は、本表イ「エネルギー計算結果早見表」の組合せ番号から選択するものとし、その改修率（補助対象住宅の延べ床面積に占める補助対象床面積合計の割合）が、同表における組合せ番号、地域区分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく建築物エネルギー消費性能基準における地域の区分）ごとに定める最低改修率以上であること。ただし、個別計算を行う場合は本表ウの要件を適用することとする。</p> <p>b 居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修すること。</p> <p>c 導入する断熱材、窓及びガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分（住宅の外気に接する部分。以下同じ。）全てに設置・施工すること。</p> <p>d 玄関外皮が改修対象となる事業においては、玄関ドアと一体でない窓及びガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス、欄間ガラス等）は改修の対象外としてもよい。</p> <p>e 断熱材、窓及びガラスを改修する場合は、原則、外皮部分のみ補助対象とする。</p>
<p>1-2 断熱材について (注1)</p>	<p>a 天井改修においては、改修する居室等にかかわらず、屋根の直下の天井、及び外気に接する天井の全てを改修すること。ただしバルコニー等で改修が困難な部分は改修しなくてもよい（困難な部分と認められる部分は外気に接する天井面積の15%まで）。</p> <p>b 床改修において、改修する居室等に浴室及び玄関等を含む場合でも、土間床は改修しなくてよい。</p>
<p>1-3 窓、ガラスの改修について (注1)</p>	<p>a 窓の改修工法は、カバー工法窓取付・外窓交換・内窓取付とする。</p> <p>b ガラスの改修工法は、ガラス交換とする。なお、ガラス交換においては、熱貫流率（Ug値）1.5（W/m²・K）以下の製品（グレードがG0又はG1のもの）に限り補助対象とする。</p> <p>c 換気小窓、300×200mm以下のガラスを用いた窓、換気を目的としたジャロジー窓及びガラスブロックは、改修を要件としない。</p> <p>d 窓及びガラスを改修対象部位とした場合、テラスドア、勝手口ドアは改修を要件としない。ただし、ガラスの面積がドア面積の50%以上の補助対象製品を用いて改修する場合は補助対象とする。</p> <p>e 天窓は改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とする。</p>
<p>1-4 玄関ドアの改修について</p>	<p>a 別表1に定める個別条件を満たすこと。</p>

(注1) 上記1-2及び1-3については、個別計算を行う場合は適用しない。

イ エネルギー計算結果早見表

断熱部	組合せ	天井	外壁	床	窓・ガラス	最低改修率 (%)		
						地域区分 ^{※1}		
						5	6	7
4 部位	1	天井	外壁	床	窓・ガラス	25	25	25
3 部位	2	天井	外壁		窓・ガラス	25	25	25
	3	天井	外壁	床		25	25	25
	4		外壁	床	窓・ガラス	25	25	50
	5	天井		床	窓・ガラス	25	25	25
2 部位	6	天井	外壁			25	25	25
	7	天井		床		25	25	25
	8	天井			窓・ガラス	25	25	25
	9		外壁		窓・ガラス	40	40	70
	10		外壁	床		40	40	100
	11			床	窓の改修	40	40	100
	12			床	ガラスの改修	40	40	100 ^{※2}
1 部位	13				窓の改修	100	100	100 ^{※3}

※1 徳島県内の地域区分は次のとおり

地域区分5：三好市、上勝町

地域区分6：地域区分5又は7以外の市町村

地域区分7：小松島市、阿南市、美波町、海陽町

※2 早見表を使用する場合は、ガラス交換により Uw 値 2.3 以下を満たすために必要なガラスの性能を確保すること。

※3 早見表を使用する場合は、窓改修により Uw 値 2.3 以下とした上で、当該居室の空調設備をエアコン（い）又は同等の性能を有する空調設備とすること。

ウ 個別計算における要件

次のいずれかに該当する場合は、個別に住宅全体の一次エネルギー消費量のうち、暖冷房エネルギーの削減率が 15%以上見込まれることを証明できる計算書を提出すること。

- a 最低改修率を満たさない場合
- b 基礎断熱改修を行う場合
- c 増改築又は減築を行う場合
- d 開口部を増減させる場合（現状壁を窓に変更するなど）

別表3 補助対象経費の算定基準等（第6条関係）

ア 補助対象経費の算定基準

高性能建材の補助対象経費は、イに定める改修部ごとの施工面積に、ウに定める基準単価を乗じた金額の合計とする。

イ 施工面積

改修部位・改修工法		施工面積（小数点第3位切捨て）
断熱材	天井	平面図を真上から見て、水平投影した天井の合計面積
	外壁	外気に接する壁の長さに、外壁の高さ（2.4m）と壁比率（0.75）を乗じた合計面積
	床	改修を行う床の合計面積
窓	カバー工法窓取付・外窓交換・内窓取付	導入予定の窓（サッシ）の幅（W）×高さ（H）で求めた面積の合計
ガラス	カバー工法	導入予定のガラスの幅（W）×高さ（H）で求めた面積の合計
	ガラス交換	

ウ 基準単価

補助対象製品のグレード及び改修部位ごとに定めた下記a～cに示す単価をいう。
断熱材は熱伝導率（λ値）、窓・ガラスは熱貫流率（U値）により設定する。
なお、異なるグレードの断熱材を2層以上重ね貼りする場合は、優先順位（D1>D2>D3>D4）として一つの基準単価のみを適用すること。

a 断熱材 単位：（円／㎡）

グレード （λ値）	基準単価		
	天井	外壁	床
D1 （0.022以下）	5,000	7,000	7,500
D2 （0.023～0.032）	4,000	6,000	6,500
D3 （0.033～0.041）	3,000	5,000	5,500
D4 （0.042以上）	2,000		

b 窓・ガラス

単位：(円/㎡)

窓の改修				ガラスの改修	
カバー工法窓取付・外窓交換 (樹脂又はアルミ樹脂複合等)		内窓取付		ガラス交換	
グレード (Uw 値)	基準単価	グレード (Uw 値)	基準単価	グレード (Ug 値)	基準単価
W1 (1.30 以下)	60,000	W5 (2.3 以下)	30,000	G0 (1.1 以下)	50,000
W2 (1.31~1.60)	55,000				
W3 (1.61~1.90)	50,000			G1 (1.1~1.5)	40,000
W4 (1.91~2.33)	40,000				

c 玄関ドア

単位：(円)

玄関ドアの改修
見積書の金額と 15 万円のいずれか低い額

別表4 交付申請添付書類一覧（第8条関係）

添付書類	留意事項
申請書類確認表【様式1-1】	
暴力団排除に関する誓約事項	
総括表（別添様式1）、明細書（別添様式2）	
工事見積書、工事請負契約書又は請書（内訳明細が付いたもの）の写し	補助対象工事を含めた工事にかかる全体の費用及び補助対象工事とその他の工事にかかる費用がわかるもの
平面図	補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した平面図
求積図	補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した求積図
改修前写真	既存住宅の全景及び補助対象工事を行う部位毎の工事着手前の現況写真
住民票の写し ※本籍地の記載不要 ※個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの	自身が常時居住する住宅であるか確認できるもの（改修後に転居する場合は、実績報告時に添付すること）
建物登記事項証明書の写し	補助対象工事を行う建物の所有者が確認できるもの（申請時に自己所有でない場合は、実績報告時に添付すること）
新耐震基準を満たしていることが確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・S56.6.1以降に適法に建てられたことが確認できるもの ・S56.5.31以前に建てられたが、耐震診断の上部構造評定が1.0以上のもの（耐震診断結果） ・市町村の耐震改修支援事業を活用することが確認できるもの（補助事業の交付決定通知） <p style="text-align: right;">など</p>

（以下は該当者のみ添付）

添付書類	留意事項
姿図又は立面図	補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した姿図
改修を要しない窓の写真	
個別エネルギー計算書	
UA値・ η AH値・ η AC値算出計算書	
玄関ドアの要件が確認できる書類	
同意書	申請時に自己所有でない場合等に添付
その他知事が必要と認める書類	

別表5 変更交付申請添付書類一覧（第9条関係）

添付書類	留意事項
変更申請書類確認表【様式1-2】	
総括表（別添様式1）、明細書（別添様式2）	
工事見積書、工事請負契約書又は請書（内訳明細が付いたもの）の写し	変更後の補助対象工事を含めた工事にかかる全体の費用及び補助対象工事とその他の工事にかかる費用がわかるもの
平面図	変更後の補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した平面図
求積図	変更後の補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した求積図
改修前写真	補助対象工事を行う部位毎の工事着手前の現況写真（変更に係る部位に限る。）

（以下は該当者のみ添付）

添付書類	留意事項
姿図又は立面図	変更後の補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した姿図
改修を要しない窓の写真	
個別エネルギー計算書	
UA値・ η AH値・ η AC値算出計算書	
玄関ドアの要件が確認できる書類	
その他知事が必要と認める書類	

別表6 完了実績報告添付書類一覧（第11条関係）

添付書類	留意事項
実績報告書類確認表【様式1-3】	
総括表（別添様式3）、明細書（別添様式4）	建物概要、改修工事内容、改修金額の実績が確認できるもの
実績報告確認写真	補助対象工事を行う部分毎の工事完了時（工事完了後に隠蔽される部分は工事中）の写真。なお、原則として改修前写真と同位置、同角度で撮影すること。
工事に要した費用に係る領収書の写し	
出荷証明書・施工証明書	
住民票の写し ※本籍地の記載不要 ※個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの	自身が常時居住する住宅であるか確認できるもの（改修後に居住する場合）
建物登記事項証明書の写し	補助対象工事を行う建物の所有者が確認できるもの（申請時に自己所有でない場合）
設置・引き渡し完了証明書	
その他知事が必要と認める書類	

なお、交付決定後に軽微な変更がある場合は、別表5に準じて、変更に係る書類を添付すること。